

## 第8回 釧路市農業委員会総会議事録

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 1. 日 時   | 令和6年11月29日 13:30～14:30                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |  |
| 2. 場 所   | 釧路市役所本庁舎 議会議場                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 3. 出席委員  | 1 番 廣瀬女公美 委員      2 番 清水 幸治 委員      3 番 菅原 雄一 委員<br>4 番 熊坂 隆雄 委員      5 番 志賀 忠浩 委員      6 番 大畑 礼子 委員<br>8 番 中川 浩幸 委員      11 番 金子 靖 委員      13 番 瀬戸 賢成 委員<br>14 番 二谷 幸裕 委員      16 番 伊藤 まり 委員      17 番 野村 照明 委員<br>18 番 福西 範 委員      20 番 松下 裕幸 委員      21 番 吉澤しのぶ 委員<br><br>(以上 15名) |  |  |
| 4. 欠 席 者 | 7 番 樋口 英樹 委員      9 番 佐藤 泰正 委員      10 番 稲場 洋二 委員<br>12 番 佐藤 裕司 委員      15 番 浅野 徳昭 委員      19 番 成田 俊英 委員                                                                                                                                                                               |  |  |
| 5. 参 与 者 | 農業委員会事務局<br>事務局長 塩田 省吾      次長 高山 直樹      次長 中嶋 智子<br>会計年度任用職員 藤本 恵美      杉野 恵      熊野 香苗<br><br>(以上 6 名)                                                                                                                                                                              |  |  |
|          | 会議録署名委員の指名      16 番 伊藤 まり 委員<br>18 番 福西 範 委員                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 6. 議事日程  | 会期決定について      令和 6 年 11 月 29 日 (1日)                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |
|          | 報告第12号      現況証明願について(市街化区域)<br>報告第13号      農地法第3条の3第1項の規定による届出について<br>議案第36号      現況証明願について<br>議案第37号      農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について<br>議案第38号      農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第39号      農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について<br>議案第40号      農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について             |  |  |

議長  
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。  
ただいまより、第8回釧路市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の出席者は15名です。  
議事録署名人に16番、伊藤まり委員、18番、福西範委員を指名しますので、よろしく願いいたします。  
なお、会期は本日11月29日の1日といたします。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
塩田事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

報告第12号「現況証明願」について、事務局より報告してください。

事務局  
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第12号「現況証明願」についてご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が牧場である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者である [ ]氏より現況証明願があり、10月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の2番は資料が5ページと8ページから9ページにございます。

公簿地目が畑である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者の [ ]氏他1名の代理人である、[ ]氏より現況証明願があり、10月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の3番は資料が5ページと10ページから11ページにございます。

公簿地目が畑である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者の [ ]氏の代理人である、[ ]氏より現況証明願があり、

10月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告いたします。

議長  
野村会長

ただいま報告がありました、報告第12号「現況証明願」について、質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告してください。

事務局  
塩田事務局長

それでは、議案書の12ページにございます、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてご報告いたします。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、音別地区で2件の申請がございました。

議案書13ページの表の1番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■の内、他12筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、令和5年10月26日に相続し所有権を取得したとして、10月18日その旨の届出があり、10月30日、会長専決により受理書を発行いたしました。

次に表の2番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、平成14年2月4日に相続し、所有権を取得したとして、10月22日その旨の届出があり、10月30日、会長専決により受理書を発行いたしました。

以上、2件の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

議長  
野村会長

ただいま報告がありました「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。  
議案第36号「現況証明願」について、事務局より説明してください。

議長  
野村会長

それでは、議案書の14ページにございます、議案第36号「現況証明願」についてご説明いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、鉏路地区で1件、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページから17ページにございます。

公簿地目が牧場である、[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者の一人である [ ]氏より現況証明願がございました。

11月12日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認いたしました。

次に、表の2番は、資料が18ページから20ページにございます。

公簿地目が畑である、[ ]、他11筆、面積合計 [ ]㎡の土地について、所有者の [ ]氏の代理人である、 [ ]氏より現況証明願がございました。

11月13日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認いたしました。

以上、2件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について、説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員

清水委員

議案第36号「現況証明願」の1番について、調査報告いたします。

1番は、 [ ]氏 他1名 が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域にある、 [ ]の1筆、 [ ]㎡の土地についてであります。

11月12日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

なお、本件については、農用地区域にある土地であります。現地は農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

清水委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の菅原雄一委員より報告をお願いします。

委員

菅原委員

議案第36号「現況証明願」の2番について、調査報告いたします。

2番は、 [ ]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、 [ ]、他11筆、合計 [ ]㎡の土地についてであります。

11月13日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

菅原委員、ありがとうございました。

それでは、議案第36号「現況証明願」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第36号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

す。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第36号「現況証明願」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局  
塩田事務局長

それでは、議案書の21ページでございます、議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明いたします。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書22ページの表の1番は、資料が23ページから25ページでございます。

■■■■氏他1名が所有する、■■■■の内、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、令和6年11月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の議員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について事務局より説明してください。

事務局  
塩田事務局長

それでは、議案書の26ページでございます、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は

農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、音別地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書27ページの表の1番は、資料が28ページから29ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他4筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に使用貸借を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の中川浩幸委員より報告をお願いします。

委員

中川委員

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告をいたします。

1番の申請内容は、■■■■氏が所有する■■■■の内、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に使用貸借を行うものであります。

11月14日、音別地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていることから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

野村会長

中川委員、ありがとうございました。

それでは、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

委員

委員一同

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の30ページにございます、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で5件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書31ページの表の1番は、資料が33ページから34ページにございます。

が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、氏に円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が33ページと35ページにございます。

が所有する、他6筆、面積合計㎡の農用地について、氏に円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が36ページから37ページにございます。

が所有する、他3筆、面積合計㎡の農用地について、氏に円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が36ページと38ページから39ページにございます。

が所有する、他5筆、面積合計㎡の農用地について、氏に円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が36ページと40ページから41ページにございます。

が所有する、他19筆、面積合計㎡の農用地について、氏に円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、5件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしく願います。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議いたしますが、4番については、中川委員の案件でありますので、議事参与の制限に当たります。

従いまして、初めに1番、2番、3番、5番を審議した後に、4番を審議することとします。

それでは、1番、2番、3番、5番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、2番、3番、5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、2番、3番、5番については、原案のとおり決定いたしました。

次に4番を審議いたしますので、中川委員は退室してください。

(中川委員退室)

議長  
野村会長

それでは、4番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の4番については原案のとおり決定いたしました。

退室されている中川委員は入室してください。

(中川委員入室)

議長  
野村会長

次に、議案第40号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局  
塩田事務局長

議案書42ページにございます、議案第40号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明いたします。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回5件の報告がございました。

議案書43ページの農地所有適格法人要件確認書の1番と2番は、

で、令和4年3月と令和6年3月の決算の報告となります。

次に、農地所有適格法人要件確認書の3番から5番は、で、平成30年6月と令和4年6月、令和6年6月の決算の報告となります。

いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、5件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。



議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第40号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたしますが、3番から5番につきましては、菅原委員が役員を務める法人に関する案件でありますので、議事参与の制限に当たります。

従いまして、最初に1番と2番、次に3番から5番を審議いたします。

それでは1番と2番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第40号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番と2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第40号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番と2番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、3番から5番を審議いたしますので、菅原委員は退室してください。

(菅原委員退室)

議長  
野村会長

それでは、3番から5番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第40号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番から5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第40号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番から5番については、原案のとおり決定いたしました。

退室されている菅原委員は入室してください。

(菅原委員入室)

議長  
野村会長

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 11月 29日

議長 野村 照明

署名委員 伊藤 まり

署名委員 福西 範